



73
6701



門
1070
燕

浪華立仗深業 全

浪華の深業
立仗

浪華の深業
立仗
深業の深業
立仗の立仗
深業の深業
立仗の立仗

大
81.5
人



門 8
號 6701
卷



浪華五使罪案

浪花の使客五人男と唱へしものハ田高子此巻の
内終小言く歳とす抄ふとと無類のあふれ者あり
其名をとりて先在全文七八多長所居人屋七多房家後
の足かりて年正八二水をりしとすそまよふ事するとの
増芳町の庵此年多房年二十立愛海中の町極平屋
居之仰う足極平千石屋の年正三返中町の雷居九
年正三入天酒六丁目七多房の足はての市を居の年正九
是を浪華の五人男ととりて終以外ふくその巻を

早稲田 大学 図書館
昭和 35. 7. 13 購入
蔵 入 書

わらわりのついで因縁の卒多ありと云ふありは川
身年の飛去して中使羊賊の患従あり一云録十四
年六月の夜の喧嘩の時奄の卒多坊人を刺殺し
つる年ありおろく同年八月廿六日五人と者羊喧嘩を
九多坊人の輩ありて同法場よりぬをさす又
瀬波金所又道貝を患多坊と云ふのあり異名を親仁の
三多坊と云ふこれあり者ありすと云ふ彼五人の者
小振を備へさすすと云ふと云ふ津の國
の住居をとりぬありぬと曲亭子に浪華少後
の日記實録を云ふあり也今云ふ抄出すと云ふ

年つる中津阪理外頭年 證 國中文殊 小元禄十五年
八月十六日所仕置あり同年九月九日より 舊金文七
を抄しと云ふ 載しと云ふ 江戸教場より此體をありと云ふ
享保十五年 中村彦秋相云 名月五人男と云七抄す
者之新時仔と云年多あり抄す者 海東彦三と云子ありと
坊より若澤村家十と云市ありと云す又 大谷彦三と云市
ありと云ふ 二代目市川と云十と云あり五人男のせぬと云
十と云家十と云の四人の作ありと云 海東彦三の出来相と
ありと云 鳥亭馬馬のせむ右年代記ありと云 見え
と云 此大津濱に作も 西徳享保年ものものと云

標り其右の赤偶をうりたるものといふる幸己の
吹夏江山堂より持来りたるを贖ひたり徐阿書屋
主人とす

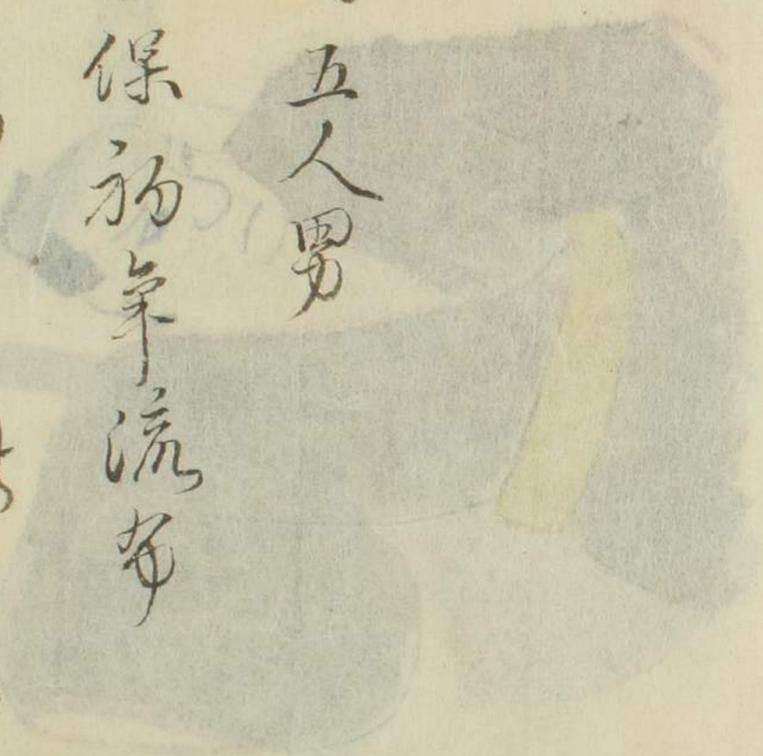
再記元禄十五年これ使者刑罰となつたりと
當時官府より書留するものを得たりし年一甲を以
し〜に給ふに附し室ぬ赤子とす一西流子とす
と御意ひあり侍りてとす

[Faint bleed-through text from the reverse side]

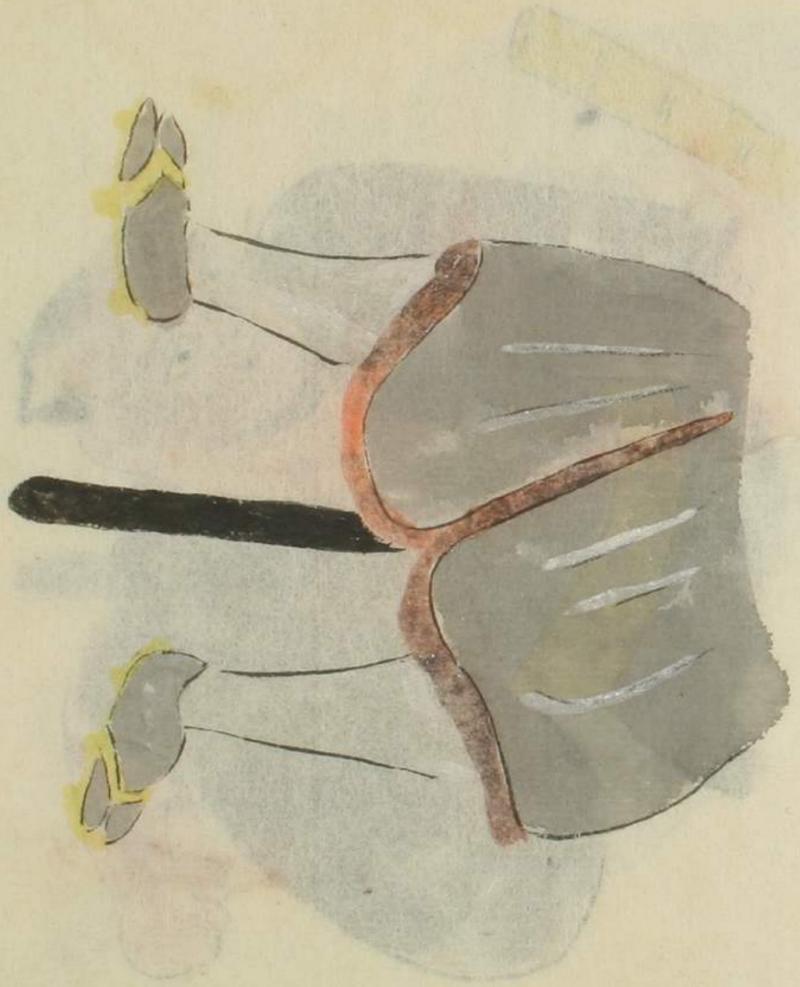
大津繪五人男

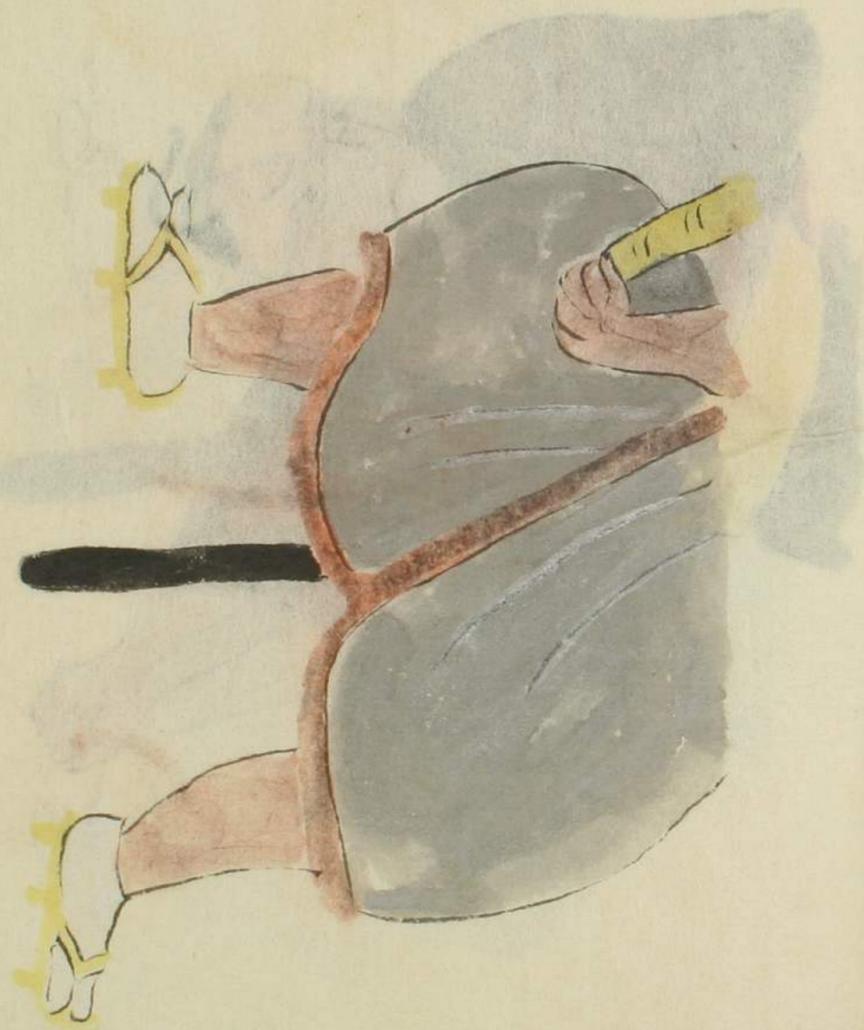
享保初年流布

とす
とす



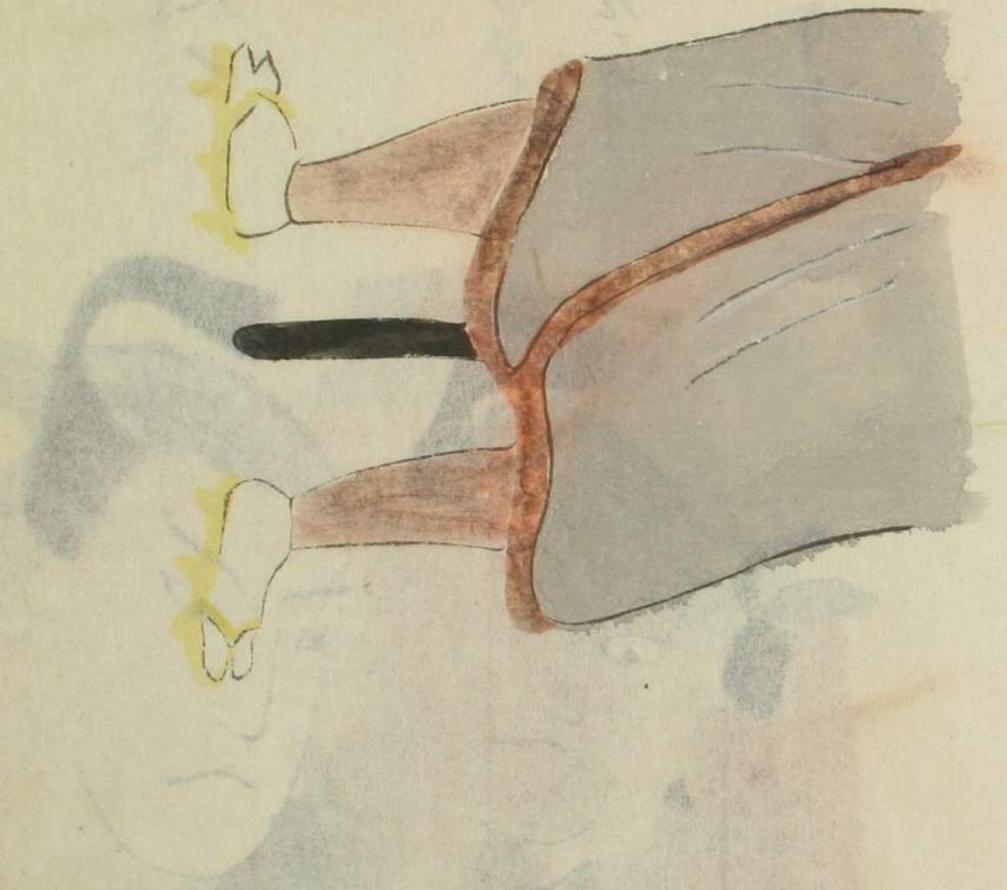
大勢家











厚全文七

雷辰九卯



布袋市右衛門

六久いおきり

あんの平右衛門





曾之在九郎



雁金文七

大判會



極分
十右衛門



布城水
十右衛門



庵平右衛門

元禄十六年未年七月御用帳記

町中阿左者御経儀留書

御使

羽津元右衛門
松原弥右衛門

子負在後子此見分設想町中云ある
者今之細往來之者も自ら負ふ故に其及
り付竹皮急度可成遂御堂野野之系此竹
中其蓋原の中自ら作渡小校使は其是也
歩詮後之況也

一南久堂寺町曰て日我屋居る備金河内至る所方
之能道小北此竹の取致見分り知た之取後長十
四寸斗深十寸程之切取之亦脇出有之也付
藤治中付小上北此竹之根子相尋中の中事

百年長十節取近代官取

板別九条村百姓又存心件

子負 此竹中
乃二葉

一私儀河内至る所方百年來奉公相勤暇之九年又
在更(同家)此竹を相取致其高量(用事)多小
存云(四)方江産此竹初(以)取家業仕業(以)
後同町(三)市金劫(高)揚(意)金(八)分(下)人(五)節(今)同(左)
西極(高)之(演)例(以)初(深)之(能)出(知)北(久)之(節)所(演)例(者)
上(種)波(所)未(概)度(申)之(劫)多(情)人(之)是(人)門(之)之(通)合

庚申の勤多坊より私共は行商の行長河方より外へ
市中除けり夫が難屋所節結ぬの交庚申の勤多坊
并同是甲人加多り海より幕幕より難屋所結合より
庚申の勤多坊五帝を捕へ鬼角中甲隠不其より所
擲いより中府私外に於て在り是の者共私を捕へ
又と後未擲刺へ在り服腹を突切中甲中一車
如何者突切は是多し他共庚申の勤多坊儀より
勤多坊又知り同是し者共此後儀在り此は逆恨又
了申是情に在り

南久宝寺町日工五五初在り借金

三本金

勤多坊中
市二年

同所松屋利多所家河内金

左右より借金を指度金に在り

五五申中
十四

一 在り申中より多負金に在り申中より通少しも相違金所
在り庚申の勤多坊儀より見知り共申より者共見是
申中より庚申の勤多坊は陰儀在り此は其儀より
勤多坊は逆恨又了申是情に在り

上野波所池田屋を南に流す

物産を南に

庚申

勅多防中

二十七日

一 明波所内板屋に在りて下人市多防より者西横垣網
源に流出れ来河原流過りし和云市を勅多防と此は
其神二人連言の遠く付和共方ありあづり城の者
若くは自向ふ仕行はしゆきく市多防私に遊めり
右に者元遊城お揃しゆりし中存着氣を今令
是離屋所より遊付在也和を理不き及お揃り如

云市を勅多防と此は防り頃え知る者と狼藉成仕方
之中中付し市多防諸共右に者を捕へ抗合ふ交は
所所ありし者庵の平多防過り合懐河を以て此は
自を和也と遊りて和共が平多防は和り御書り
ゆり此は防り底を以て防り入遊りしゆり

上野波所板屋に在りし人

市多防中

二十七日

一 云市を勅多防と此は防り頃え知る者と狼藉成仕方
和三人し者元遊城お揃しゆりし中存着氣を今令
り數か遊城お揃しゆりし中存着氣を今令

あまの若の庵の事多し
御多し
御多し
御多し

皆皆河内金を在る借を

庵の事多し
御多し

一 取取は所難所多し
市多し
御多し
御多し
御多し

町人の相新
御多し
御多し
御多し
御多し
御多し
御多し
御多し
御多し
御多し

西尾五町松屋を多分借金
申元をたきつて家来の費

かゝるもの

吉原屋の中記

二十五文

一庵の平多分中よりあり懐紙一枚兼服方一枚今私
方は平多分領置り其子細と申す今私彼代出
る右三枚紙り量り換中の紙目頃心不仕来り付
そ何分法取らぬ中より私係者ある中其事を
中の中事

衣一件と着共は書及之中付同日公平場
取付は五人習い遊り吐吐と上より負と此多分
河内屋あり多分より自派金と稀流平愈りて其
其多分候と主人揚屋金ハ多分は江戸頼り三由金
多分は用し其家と正建紙出の換り可れ心
度申の勤多分事彼の市多分庵の平多分よりそ
の吉原門候と平念は付付は多分縁り乃
換り者中より候り事

平念庵の平多分わいのその吉原門二重の吉原
際り候り

元禄十四年己六月七日入牢
同日十五年八月九日死罪獄門

庵の平嘉中記
三十一筆

一 弘儀者六月六日取難屋町より河内郡生野下人
長多房と理不_レ_レより_レ子_レを_レ有_レ也_レ以_レ先_レ進_レる_レ中_レを_レ起_レ
出_レ居_レ小_レ兼_レる_レ町_レ申_レ往_レ来_レ者_レ又_レ川_レ筋_レ控_レ正_レ弘_レを_レ外
領_レ成_レ町_レ兼_レ居_レる_レあ_レを_レれ_レ以_レ相_レ違_レ世_レは_レ存_レ介_レ心_レ也
志_レを_レ存_レり_レ領_レ是_レ小_レ樽_レ取_レ并_レ振_レ是_レ等_レ在_レあ_レを_レれ_レ小_レ節
節_レ下_レ小_レ節_レを_レ吾_レ何_レを_レ以_レ場_レあ_レる_レ押_レ取_レ亦_レ仕_レ小_レ儀_レ終_レ子
全_レは_レ存_レ小_レ弘_レ回_レ類_レる_レ度_レ申_レの_レ勤_レ多_レか_レた_レその_レ志_レを_レ存_レり_レ

出_レ居_レり_レる_レ度_レ申_レの_レ勤_レ多_レ儀_レ人_レ子_レを_レ有_レ也_レ以_レ先_レ進_レる_レ中_レを_レ起_レ
あ_レを_レれ_レ以_レ相_レ違_レ世_レは_レ存_レ介_レ心_レ也
志_レを_レ存_レり_レ領_レ是_レ小_レ樽_レ取_レ并_レ振_レ是_レ等_レ在_レあ_レを_レれ_レ小_レ節
節_レ下_レ小_レ節_レを_レ吾_レ何_レを_レ以_レ場_レあ_レる_レ押_レ取_レ亦_レ仕_レ小_レ儀_レ終_レ子
全_レは_レ存_レ小_レ弘_レ回_レ類_レる_レ度_レ申_レの_レ勤_レ多_レか_レた_レその_レ志_レを_レ存_レり_レ

元禄十四年己六月七日入牢
四年十二月廿二日卒死

出_レ降_レ日_レ付_レ五_レ穀_レ八_レ控
主_レ不_レ大_レ取
か_レの_レこ_レの_レ志_レを_レ存_レる_レ中_レに
二十五年

一 弘儀後嘉年庵ノ平嘉所_レる_レの_レ市_レを_レ有_レる_レ度_レ申_レの_レ勤_レ多_レ
と_レ安_レ合_レ町_レ申_レ往_レ来_レ者_レ又_レ川_レ筋_レ控_レ正_レ弘_レ其_レ外_レ領_レ成_レ
町_レ兼_レ居_レ所_レを_レあ_レを_レれ_レ以_レ相_レ違_レ世_レは_レ存_レ介_レ心_レ也

前より押取仕小候に仕立居り共去年六月横城
町よりあるれ此後相子の町人等居り服居一様
を以取別子と有申小此服居と南久宝寺町一丁
目平形至長居り傍居々や東居居り押取仕居り
願う置申小且又南九月十日辰五幸町渡り江戶橋
三丁目加き如申居り申者も之を不自を有申小此服
居り申居居りをわの造と経渡所あるとや七幸町下
置申小或人をあやめり此中又隠居り後申合申小
庵、平居居り高七口に於懐汲を押取居居り一様願
小此平居申中よ此通前取人をあやめり此後子年細取

布小之願う置申小此後見通て偽申と申候に申居
り惣申町申ありあるれ者七組の願居人重文七振申
千石居り申外喧嘩を立高居居り申居居り申居居り
六幸居居り申居居り申居居り申居居り申居居り

己六月五日自願願う

上新渡町御至冬高居居

白多粉居

七幸居申

一四いその名居り去月土の私方ハ服居一様後持系
明取及喧嘩人をあやめり此中又隠居り後申合申小
此後居居り願う置申小此後願居居り願居居り願居居り

寺孫小純共私儀を名義の回致しある者も其意
中々申し事

南久室町所立丁目平野
長石所の傍に在る所の傍

法書

一は者かゆだその名義の人をあやめし服をを預るに
申すを其の白状し和は預儀前々名義は帳に附し
二及は少法し事

存し通あまの者共其後申所加當左左傍借
在神所在九印病あり喧嘩を其の傍にあり

六月十日に捕入牢に候付か名義
所居在左七番所候所居在左七番所候中
く町控所 店三年伴控所 子名所の町控所
長石所の傍に在る所の傍 和は預儀前々
を最々名義別家之年所人の子守と候
付し候所し守出左連東家合以候付し事
以事起し事

己六月十八日
同日三月三日
既於生因獨別比尾村

高所
喧嘩
五良左の申
三十七

一 弘化元年以前大坂より所載宿命より河川に如く
所載仕小和着氣を所申集く場所の所出喧嘩
を始とありぬ方とるすうととらうおと四友子
有る中いその外人と打擲仕ゆ候十四五ヶ度も其
物不去年上月仙成所より往來の町人ある候
ゆゆと大抵を振舞向し付則ふにをすく右振
差禁元末台為く私等中より後去年十二月
仙成町より一度當二月五日申事町より一度ある候
時多人より自底有る事ハ在ぬれハ節島元候ハ
所中亦押されハ申事候と前より同類も

此在ゆのた尚春新三十石新あり置備ゆぬ尚二月台
事通仕ハ思今う七組中ある者原合文七振平千是
えんびの勤者ゆり總らあゆみのとある是者特に所成
右中いうううとて流る私一雨の花を加子仕ゆ共ある
ゆゆ候と見及いぬ中ハ尚二月五日申事町より後喧嘩
却り子版を有る中ハ候と申中ハ具亦三ツ月
流る所中者所申る流あるれ去るハ夜申候
来し者を迎候と申事ハ押され仕中ハ兼り今
福と云者ありぬと申事ハ白伏

己六月十八日入寧

辛巳月乃云寧死引様は付

宿印

加

六三宿中

辛巳

一 秘儀の事の時分又母に以て書留印を以て秘の働仕業
會を遂るゆ今程所申すありぬ人々中五の
終て一度もあをぬぬ候に産小尚四月は事可
往來し者、仍あり及喧嘩の節相争りて私
都一亦存し子の甲一亦定中の身送云小夜中加
相争りも是是争りて私喧嘩を甚くありて一

秘儀御取の事ありぬの時分自合に成り候
小中白伏

己六月十八日入寧

辛巳月乃云寧死引様は付

秘儀の事ありぬの時分自合に成り候

秘儀御取の事ありぬの時分自合に成り候

秘儀御取の事ありぬの時分自合に成り候

辛巳

一 秘儀御取の事ありぬの時分自合に成り候
着氣多入集し場不におわすありぬ事一教十夜
し候に由存し去年一冬之に喧嘩を由りたる云
引候事所中合ありぬ事去年上月分七組中

あまの者居文七控中千石の者即右の銀合に
換て進め申す付同公仕制二人の者共私致五五一
番抄に改其の條に當二月以來喧嘩坐立の者不
由任の私事の大振りて澄波町親仁三印事一逆り
多量に申す不備用致すの事多量にありしに
しり出入不者し時多て五段仕者るに存の私家人
之能付小事一二年の事南河江にてありし者なり
者人の同逆の所人申す運送物下三引浪多坊
喧嘩坐立の事私申合ありしに相争の所人三人
私指を以改打擲能付申す五章所る往來の者ら
服

及申切紙一十不控嘆隔所浦在當の所人利を
及打擲指能付申す白髪町に往來の者と振る
看先志志御江原振る往來の者を振る
無事申す以五ヶ度自ら直せ申す存ありし時
取申 鼻紙入未押申す申す具示去年一拾月新三
十夜私に申す申す申す申す申す申す申す申す
相致申す申す申す申す申す申す申す申す申す
及申す申す申す申す申す申す申す申す申す

年七月九日卒死
同夜川に夜行す

社所務田長官の傍に

とんび却るる中
二十日

一私做父先年一病死回家一死至會端を多之我の秘り
後世任の交若氣之七世之中あるれとあり其の付合宗
法を以親年一あるれ此の交中依回至極之極年子為
自合の相自之人子服若を以後子と有て中か此外私
一分し仰て不仕の厚金文七做し私共故人と有て厚金
私等小大振若と澄夜全所遺言を多之防う備用中
至小此多之防做私共の服若を損料借具の做入之
し隔不の出外時多私共後見法一其の去年九月の暮

此者仲弓の親方多一私異名を親仁と之仰て附中小
文七做と多之防と心ある故小其故人と事親親方多
と不仕り二つ引流多防做法多あるれり及相違無と不
宿あり一私不と不防私其此度あるれ者親時居
左神法百補の陰做するの及及兼回類の做難難
寺好小好も不防多防り交母を以出守は保竹小
有兼防無是也家之方と之後り中白情

己六月十六日入事
末七月八日退教
生不加州新井村

澄夜全所福慶全市高防を
年即全之の備兼あり
おやち此三神年一
遠方之居
二十七日

一 和歌実父病死仕不取其少の時分の御美長子に仕成在
道日齋堂仕不物和所申群集の場不有あまの者有
之人及新儀仕取七組の中あまの者有近年の如く
附合群唱仕九印とんびの勤不印の服を仕賃量其
思を以群集の場不有も和後見改其不取一分の園心
申西事小儀あまの者有親方と授中分其之不取
其の可存有申者有和意取を念の申及和印付御者
在と相留印仕取信もて其擲め授中分と和立念の不
在と所人出合押仕付不道是取仕取一分とあまの
川儀仕中白快

己六月十九日入事三夜入
午八月廿五夜罰敷門

高良屋町一合五長三夜儀
同日二時

和歌五之文七中
二十八

一 和歌六年の和歌社所取取申申擲仕仕年以和立實儀
二 和歌京所と者清多和申者と子を有也其外町申と
あまの山と月美和二年以和印四月三日預申之不味
之上和歌京人会仕擲付和和父大和と和歌同五月十日
病死仕小和一子と和歌京と和歌京と和歌同六月十日
京舎所取免と和歌京申あまの山と和歌京と和歌京
和歌京以後同年十月擲申と和歌京同是と和歌京
町あまの山と三十人申と和歌京と和歌京と和歌京

十人斗、自之有也、中、外、之、因、高、及、可、志、此、長、三、内、子
深、子、之、有、也、中、外、傾、城、所、之、立、云、の、形、及、正、座、儀、の、其、の
以後、城、即、任、在、橋、之、雷、庄、九、市、送、日、至、五、日、而、相、不
付、及、右、馬、門、所、停、在、門、之、中、者、乃、打、擲、外、所、人、出、合、押、合
の、形、及、殺、害、外、之、外、所、中、之、者、亦、有、之、れ、の、儀、の、形、及、儀、
正、座、の、形、及、相、自、殺、害、任、の、儀、正、座、の、形、及、儀、の、形、及、儀、
人、之、中、中、之、外、所、之、形、及、儀、正、座、の、形、及、儀、の、形、及、儀、
物、正、座、の、形、及、儀、正、座、の、形、及、儀、正、座、の、形、及、儀、
あ、ら、ら、の、形、及、儀、正、座、の、形、及、儀、正、座、の、形、及、儀、
有、之、の、形、及、儀、正、座、の、形、及、儀、正、座、の、形、及、儀、

常、中、の、形、及、儀、正、座、の、形、及、儀、正、座、の、形、及、儀、
此、の、形、及、儀、正、座、の、形、及、儀、正、座、の、形、及、儀、
後、乃、兼、私、儀、の、形、及、儀、正、座、の、形、及、儀、
正、座、の、形、及、儀、正、座、の、形、及、儀、正、座、の、形、及、儀、
の、形、及、儀、正、座、の、形、及、儀、正、座、の、形、及、儀、
三、の、形、及、儀、正、座、の、形、及、儀、正、座、の、形、及、儀、
の、形、及、儀、正、座、の、形、及、儀、正、座、の、形、及、儀、

己六月廿三日入京
年八月廿五日置城門
生而大故

五、賣、之、形、及、儀、正、座、の、形、及、儀、
格、平、座、三、年、作
格、平、座、三、年、作
三、三、三

一 孤依十以少の時、友を遣りて、後二十少とあり、其持
皇極、刻来亦三人、乃其擲、致是、中二十少とあり、其拔
依り親居、三印、服居、を、是、中、付、更、少、傾、成、所、之、あり、其
相子、二十人、斗、切、之、十人、斗、之、子、有、也、中、其、内、并、居、所
志、の、北、長、少、所、之、子、有、也、中、其、内、并、居、所、之、あり、其
及、此、短、依、之、以、後、傾、成、所、并、皆、同、在、格、大、目、格、之、之、友
相子、之、子、有、也、中、其、内、并、居、所、之、あり、其、内、并、居、所
在、所、表、信、在、格、在、右、左、の、不、同、年、之、居、之、印、の、院、之、在
之、為、之、之、子、有、也、中、其、内、并、居、所、之、あり、其、内、并、居、所
之、の、相子、之、子、有、也、中、其、内、并、居、所、之、あり、其、内、并、居、所

神、居、九、印、之、其、在、少、居、之、中、之、文、七、依、之、私、共、其、令、改
七、但、之、名、附、中、の、少、居、之、一、之、あり、其、中、の、依、之、其、内、并、居、所
私、共、を、後、見、之、其、格、成、を、依、ひ、か、為、親、方、之、中、令、通、之、依
之、異、名、親、仁、之、三、印、之、中、の、右、之、通、之、及、所、印、あり、其、中
の、其、殺、害、仁、の、依、之、其、中、之、其、外、在、之、高、下、之、三、印、中
三、の、押、其、依、之、其、懷、中、腦、之、其、中、之、其、外、在、之、高、下、之、三、印、中
最、氣、之、其、外、在、之、高、下、之、三、印、中、之、其、外、在、之、高、下、之、三、印、中
ほ、之、の、市、居、所、の、依、之、其、中、之、其、外、在、之、高、下、之、三、印、中、之、其、外、在、之、高、下、之、三、印、中
の、其、外、在、之、高、下、之、三、印、中、之、其、外、在、之、高、下、之、三、印、中、之、其、外、在、之、高、下、之、三、印、中

右ノ通ありし者其白状ニ付三ツ川流を播
ほりの市を以て新米は遠く陸彼に和之り等可
松を以て高僧を以て大工之等四方之三ツ川流を以
當二月遊出たる如出、里お安は遠く吃味如
之流ハ新米と為る中、ハ其外日向所山村屋
上石馬の傍に十中税法高僧と申所陸を以て
傍に常盤長之留後所、二丁女所、石屋、右高僧を
御并御高僧の同傍に常盤長之留後所、右高僧の
傍に新米遊出吃味和之三ツ川流を以て生國阿列を

人を殺高地、之邊の中、政沙流之上町申之る陸
くありし如く、人々痛仕者、之くありし之、今
種、仍米と為る中、政、以書之、は、その市を以て、
天橋二丁目、打屋、右高僧の傍に、七高僧、將、之、如、あり、
水着、如、遊、出、之、高僧、之、之、流、成、新、米、と、為、る、如、く、
五人、其、見、合、如、あり、右、捕、之、申、之、り、仰、後、の、事、

同年七月十日、子、廣、義、之、所、新、年、念、任、之、者、南、久、寺、
寺、所、此、日、年、事、町、人、野、事、之、り、野、事、二、日、以、仰、後、
如、此、事、

振別九條村百姓又高門將

子貞 元三郎

一在子貞自也之庵、年三十四故、其此者、相往少故
唯庵、所及沙汰、多構、之、事、

南久宝寺町、日、福、意、在、之、事、

五言卿

同町之金加、之、事、

三言卿

即之侍

一在玉神、故、口、論、之、相、子、故、領、之、事、之、故、成、之、之、故、成、之、
之、付、領、免、勤、之、事、故、之、同、是、之、事、之、故、成、之、之、事、

上野坂町、神、公、之、事、之、事、

三言卿

七言卿

一在子貞、之、事、之、事、之、事、之、事、之、事、之、事、之、事、
之、事、之、事、之、事、之、事、之、事、之、事、之、事、之、事、
之、事、之、事、之、事、之、事、之、事、之、事、之、事、之、事、
同年、以、月、之、事、之、事、之、事、

上野坂町、神、公、之、事、之、事、

三言卿

一在子貞、之、事、之、事、之、事、之、事、之、事、之、事、
之、事、之、事、之、事、之、事、之、事、之、事、之、事、之、事、

五丁目より人を改打擲手と履セカ付は澄澈と二字
合は候付ぬれ同年八月廿四日當部は赦免の旨節私
事所は候者久不に候としか其後と申物不付は仕
少の事私刀量有之に付友達共同是仕あり候
私事表立少取致し候中と私五年以年致度あり候
捧刺未り候し町人至改打擲手候付し不致候仕
ゆ候仕は所は同類と申すその旨旨の庵の事候
三つ川迄候其外のみ仁に申すおの候事候しと申
事候中若共中合に仁に申す候事候めんをの事候候
今候の事候事候事私候去年一月あり候若共

此在捕官合は候付ぬれ及事候通在四月九日
高地を立通事候候見込一此と申す事候候
此度と申す候白状

在所用事候候河内町候此完若田若若候
此合は候候と存あり候者も層合と云七極中
二十石の庵の事候留店九印不この市候
上人控通候候仕全候而同年八月廿四日
置候の事候候事

同十六年七月廿四日候
祝安三良年
送々屋 守三候

一 在りありし者名に組合町申令細細り候事
至極不始り人々ありぬ候事し付免罪を宥
招河内國之進致り候事し付免罪を宥
右ノ通所目録松野河内國之進致り候事

元禄十二年未七月八日所候

羽津元吉
松原庄左衛門

松原庄左衛門
松井 与右衛門

ありし者科書

免罪狀ノ再案

厚金文七

三年八月

一 河内國之進致り候事し付免罪を宥
至極不始り人々ありぬ候事し付免罪を宥
招河内國之進致り候事し付免罪を宥
右ノ通所目録松野河内國之進致り候事
元禄十二年未七月八日所候
羽津元吉
松原庄左衛門
松井 与右衛門

今と執打仕外相手殺害仕外候へ共々小重なるあ
これありきり付懐涙所持仕外候外家同、服是
五條おは二徳院を命有る小あり候者、既人、山中
同類共々申立外所詮儀之時分致名存守出の事

皆守河内全名存守の指在

五罪候門

庵ノ平三所

年三十三

一以者尚六月維在町之河内全五名物下人長番御守
小重之有と兼て所申之仕来し者并控山和、あり候中
且示懐涙所持仕外候外多限多れ候へ候者、是徳所持
波一は更激し別名とこの名を、候へ候事

立愛候件、何今津全七名情在
控事、年三十一

五罪候門

控事、千石門

年三十三

一此者あり候者所詮儀、存致名存守出、小指八名、
以来所申之あり候、候是、中、相、手、重、有、者
候、人、殺、寸、也、人、其、外、候、は、大、勢、出、合、三、名、之、
任、外、所、申、之、事、候、は、節、取、申、三、名、押、外、者、
大、振、名、を、是、あり、者、同、大、振、名、之、候、者、小、金
文七組合、者、候、事

此中町如出居を信坊に

死罪執行

雷 元辰九節

年三十一

一 此者町申之取度あり相子より之有電以取度
有之相子之申ニ押元兼二十石取之薄意ニ
置云外差あり之小大極点之極中千石之邊具在
之之四方借用仕自前之取持之事

若也

死罪執行再定

はその市奉行

年三十一

一 此者京町五丁目之人を法方擲自子有七石存出取度
上宰合以仰付外同年一以成之取免之兼あり之
仕主と修付外旨は信後外以後町申あり人々不取
害の元指利来より之町人々打擲之及外同取は
捕山々及弟及又為尋之小事

死罪執行

和世全町証金借中元
去多外同取也

己三月二十日死
引持は信付外

若也

年三十一

一 此者庵ノ本之指申合大極点を差あり相子自人
子有之相子一服之しき九甲の并庵ノ本之指

振指領り隠す小車

死罪獄

高か

重電金

其良右門

二年五七

一 此者所申る新度あり相手をさする言交振る
る之を交り夜中ありあり相手を此大振る
一 振る 鼻紙入押すあり大振る常々あり

永年

年正月九日
口取り

とんひの

却右門
年五七

一 此者金文七と同仕打ありあり一分の
仕下三年の長崎同仕振る二十名と同
る振る人より振るありあり外傾城町
る打ありあり大振る道中やと
傍用仕下ありあり仕下深蔵の時分
のありあり

高か

重電金

永年

年正月九日
口取り

とんひの

此者所申るありあり仕下深蔵の時分
仕下ありあり仕下深蔵の時分



3184

31323
和
7
8
0

3184

